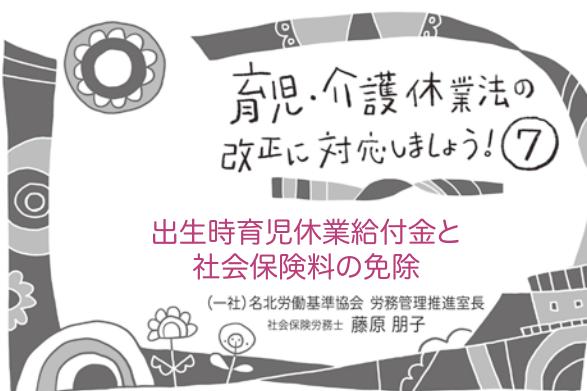


令和4年10月の育児介護休業法改正により、出生時育児休業が制度化されました。これと同時に、育児休業給付金や社会保険料免除の制度も改正されています。



休業中の被保険者に支給され、育児休業と同様に、休業開始日前2年間に賃金支払基礎日数11日以上または就業時間数80時間以上の月が12カ月あることが受給資格要件となっています。

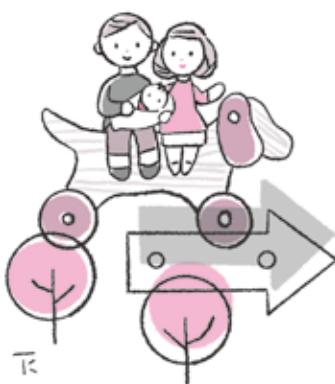
受給額は、休業1日につき給付基礎日額（休業開始日前6か月間の平均の日額）の67%です。2回に分割して休業を取得する場合、2回目が終わってからまとめて支給申請します。休業を3回に分割した場合は、3回目は通常の育児休業となり、育児休業給付金を支給申請することになります。

出生時育児休業は、労使協定を締結した場合に限り、休業中の就業が認められています。出生時育児休業給付金は、最長の4週間（28日）中10日までは就業しても受給可能です。

休業が4週間よりも短

い場合は、割合により就業可能日数が変わります。例えば、休業期間が3週間（21日）の場合、就業可能日数は $10 \times (21 / 28)$ （小数点以下切り上げ）で8日就業可能となります。

この日数を超えた場合、時間で計算することとなり、1日の所定労働時間



たは育児休業期間中は、社会保険料の免除を受けることができます。その条件は次のとおりです。
【月々の社会保険料】
次のいずれかの月の社会保険料が免除されます。

①育児休業等を開始した日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月まで（従来と同じ）

不安です。出生時育児休業給付金や社会保険料免除の制度を、休業の積極的な取得の促進に生かしてください。

【月々の社会保険料】
次のいずれかの月の社会保険料が免除されます。

愛知県下各労働基準協会では改正育児・介護休業法に関する「労働者・出産育児を申し出した労働者へのインターネット研修」「労務人事・相談窓口担当者向けインターネット研修」「育児休業・パパ育休の相談代行」を実施しています。

詳しく述べ、次のQRコードもしくは当協会総合相談窓口担当者向けインターネット研修「育児休業・パパ育休の相談代行」を受付（☎ 052-1961-1666）にお問い合わせください。



①「育児休業・パパ育休研修」「労働者からの相談代行」案内

②勤労者労働総合相談センター

育児休業を取得しない理由として多くあげられるのが、収入減に対する

イラスト・木村武司

○出生時育児休業給付金について
出生時育児休業期間中も、通常の育児休業と同様に給付金を受けることができます。給付金は、

が8時間の場合は、 $10 \times 21 / 28 \times 8$ で60時間となります。この時間数を超えて就業してしまうと、出生時育児休業給付金を受給できなくなってしまいますので、注意が必要です。

賞与にかかる保険料は、賞与を支払った月の末日を含んだ連続した1か月を超える育児休業等を取得した場合に免除されます。